

富里市国民保護計画骨子の概要（案）

1. 計画作成にあたっての基本的考え方

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」、その他の法令、国民の保護に関する基本指針、市町村国民保護モデル計画および千葉県国民保護計画を踏まえ、かつ整合性を確保した「富里市国民保護計画」を作成する。

2. 国民保護措置に関する基本指針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、次の事項に特に留意し、計画を作成する。

- 1) 基本的人権の尊重
- 2) 国民の権利利益の迅速な救済
- 3) 国民に対する情報提供
- 4) 関係機関相互の連携協力の確保
- 5) 国民の協力
- 6) 高齢者、障害者等への配慮および国際人道法の的確な実施
- 7) 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重
- 8) 国民保護措置に従事する者等の安全確保

3. 地域特性への配慮

富里市の地域特性に充分配慮し、計画を作成する。

4. 関係機関との連携体制の整備

武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、国、県、近隣市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関との連携体制を平素から整備し、その内容を計画に反映させる。

5. 関係機関、市民等の意見を踏まえた計画の作成

計画の作成にあたっては、広く関係機関、市民等の意見を踏まえたものにする。

- 1) 国民保護協議会を開催する
- 2) 国民保護計画素案を作成した段階で、市民意見の公募(パブリックコメント)を実施する